

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>
信州大学教職員組合 URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 842 号 2017 年 11 月 13 日発行

平成29年人事院勧告

平成29年人事院勧告に沿った給与制度の改正について、法人と団体交渉を行いました。
今年の人事院勧告では給与が下がる勧告はなく、全ての方が増加になります。主な変更点は

1. 初任給 ¥1,000引き上げ(一般職) (平成29年4月1日に遡及)
2. 基本給 おおよそ¥400の引き上げを基本とする (平成29年4月1日に遡及)
3. 医師免許調整手当 ¥100引き上げ (平成29年4月1日に遡及)
4. 勤勉手当 1年分の支給割合を0.1ヶ月分引き上げ (平成29年12月から)
5. 若年層の昇給平成27年1月1日に抑制された昇給を1号給回復 (平成30年4月1日から)
平成27年1月1日に昇給抑制され、平成30年4月1日に33歳に満たない人が対象
6. 附属学校園の教員 長野県人事委員会の勧告に沿って変更する。
7. 55歳を超える職員(一般職6級相当以上)の1.5%減額支給の廃止 (平成30年4月1日から)
8. 平成26年人事院勧告による給与減額の経過措置を平成30年3月31日に廃止する。
廃止に伴う減額分を原資として上記5を実施する。

です。1～6が今年の人事院勧告で、7、8は過去の人事院勧告によるものです。1～7は増加です。8によって一部の方は減額になりますが、該当する方は平成27年4月1日からの3年間での昇給額が平成26年人事院勧告による減額分に達しなかった方で、すでにある程度号給の高い方が対象になると考えられます。また該当する方は、号給に応じて年齢もそれなりの方で、7に該当する可能性もあり、全ての変更を考慮すると必ずしも減額になるとは限りません。以上のことを踏まえ、組合は今年の人事院勧告に対する団体交渉について合意することとしました。

人事院勧告と異なるのは、5の該当者が、人事院勧告では37歳未満のところ、信州大学では33歳未満となったところです。異なる理由は、人事課の見立てでは、国家公務員の年齢構成と信州大学教職員の年齢構成を比較した場合、信州大学の方が若年層の割合が高いため、国家公務員では8で捻出できる金額で37歳未満まで昇給を回復できますが、信州大学では33歳までということでした。

いずれにしても、これまで信州大学は人事院勧告に完全準拠してきましたが、今回は信州大学の实情に合わせて人事院勧告と異なる変更をしました。今後は大学の实情を示すことで、实情に即した給与変更もありえるということを意味します。

組合としては、教職員の方々の声に耳を傾け、大学の实情を把握して、給与に限らず信州大学の職場環境改善を法人に訴えていきたいと考えています。大学の实情把握のために、みなさまにご協力をお願いすることがありますが、よろしくお願いします。

〈長野ろうきん〉のキャッシュカードは
ATMお引出し手数料

その場で! 全額
キャッシュバック
コンビニATMでも使えます
【手数料は実質0円】フルキャッシュバック

手数料 0円

全国の〈ろうきん〉、セブン銀行などのコンビニ、ゆうちょ銀行、
その他の金融機関のATMでお引出しいただけます。
※設置場所・時間帯によってはご利用いただけない場合があります。

はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん

7 BANK JP BANK AEON Bank

1 長野ろうきん 検索